

委員会運営規定

(目的)

第 1 条 この運用規定は、日本ねじ研究協会（以下、本会という）の事業を遂行するために設置された各種の委員会が、円滑に運営されることを目的として、本会定款第 20 条第 5 項に基づいて定める。

(常設の委員会)

第 2 条 本会には、つぎの委員会を運営する。

運営委員会

研究委員会

標準化委員会

指導委員会

出版委員会

(運営委員会)

第 3 条 運営委員会は、理事会の審議に先立って、本会の事業活動を総括的に検討することを目的とし、つぎの事項を所掌する。

- (1) 理事会への提出事項。
- (2) 会長および理事会からの諮問事項。
- (3) 理事会からの委任事項。
- (4) 会員からの要望事項。
- (5) 委員会からの報告事項。
- (6) 委員会相互間の調整事項。
- (7) その他本会の事業に関する一般的事項。

第 4 条 運営委員会は、正・副会長のほか、理事会の承認を得た会員で構成し、会長名で委員を委嘱する。

第 5 条 会長は、委員長として運営委員会を統轄する。

なお、会長に事故ある場合は、会長の指名による副会長がその任に当る。

第 6 条 運営委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

第 7 条 委員長は、必要あると認めるときは、運営委員会の構成員以外の会員を関係者として随時、会議に出席させることができる。

第 8 条 理事会から運営委員会に委任された事項は、運営委員会の議決をもって理事会の議決とする。ただし、その結果は理事会に報告しなければならない。

第 9 条 運営委員会の議決は、出席委員（関係者を除く）の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は、委員長の採決による。

第 10 条 運営委員会で審議した事項は、原則としてその結果を理事会に提出し、承認を得ることとする。

第 11 条 運営委員会の委員に移動ある場合は、理事会の承認を得て新任者を運営委員会の委員とし、前任者は原則として解任する。

第 12 条 委員会の事務は、本会の事務局が行なう。

（研究、標準化、指導および出版の委員会）

第 13 条 研究、標準化、指導および出版の委員会（以下、これらの委員会を各委員会という）は、本会の事業を具体的に推進することを目的とし、各委員会が分担する事項は、つぎのとおりとする。

研究委員会： 本会定款第 4 条（事業）の第 1 項、第 2 項および本会の目的達成のために必要な研究に関する事項。

標準化委員会： 本会定款第 4 条（事業）の第 3 項、第 4 項、第 5 項および本会の目的達成のために必要な標準化に関する事項。

指導委員会： 本会定款第 4 条（事業）の第 6 項、第 7 項、第 8 項および本会の目的達成のために必要な指導・教育に関する事項。

出版委員会： 本会定款第 4 条（事業）の第 9 項および本会の目的達成のために必要な出版・文献に関する事項。

第 14 条 各委員会は、つぎの事項を所掌する。

- （1） 第 13 条の分担事項に係る事業計画の立案。
- （2） 事業計画の実施に関する事項。
- （3） 分科会の運営に関する事項。
- （4） 理事会および運営委員会からの諮問事項。
- （5） 報告書の作成

第 15 条 各委員会は、理事会の承認を得た会員で構成し、本会会長名で委員を委嘱する。なお、委員の任期は 2 箇年とする。ただし、重任は妨げない。

第 16 条 委員会には、理事会の承認を得た委員長 1 名のほか、互選または委員長の推薦による副委員長 2 名以内を置くことができる。

第 17 条 各委員会は、それぞれの委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

第 18 条 委員長は、必要あると認めるときは、委員会の構成員以外の会員を関係者として随時会議に出席させることができる。

第 19 条 委員会での議決は、出席委員（関係者を除く）の 2/3 以上の同意を必要とする。

第 20 条 委員長は、委員会を統轄し、審議の結果を運営委員会に報告する。
なお、委員長に事故あるときは、委員長の指名による副委員長または委員がその任に当る。

第 21 条 各委員会の事務は、本会の事務局が行なう。

（分科会および小委員会）

第 22 条 各委員会には、理事会の承認を得て分科会を置くことができる。
なお、ISO 対策については、標準化委員会にそのための分科会を設けて行なうこととし、その運営は、第 31 条～第 36 条の規定による。

第 23 条 分科会の存続および廃止は、年度ごとに理事会の承認を得て行なう。

第 24 条 分科会は、理事会の承認を得た会員*で構成し、本会会長名で委員の委嘱をする。
なお、分科会委員（各委員会委員を除く）の任期は、1 箇年とする。
ただし、重任は妨げない。

第 25 条 分科会には、互選による分科会長 1 名と分科会長の指名による幹事 2 名以内を置く。

第 26 条 分科会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。小委員会は、分科会委員中から分科会長の指名による主査 1 名と委員若干名によって構成し、必要に応じて主査の指名による幹事 1 名を置くことができる。
なお、小委員会は、所期の任務が完了したときに解散する。

第 27 条 分科会は、分科会長が、小委員会は主査が招集し、必要に応じて随時開催する。

第 28 条 分科会での議決は、出席委員（関係者を除く）の 2/3 以上の同意を必要とする。

第 29 条 分科会長は、分科会を統轄し、審議の結果を所属の委員会に報告する。ただし、分科会長に事故あるときは、幹事がその任に当る。
また、主査は小委員会を統轄し、審議の結果を所属の分科会に報告する。

（注）* 委託に係る分科会の場合は、必要に応じて会員以外の者を委員として委嘱することができる。

第 30 条 分科会事務のうち、審議結果の整理および議事録の作成は、原則として幹事が行ない、その他の本会事務局が行なう。
ただし、委託に係る分科会の事務は、原則として本会事務局が行なう。

(ISO 対策分科会)

第 31 条 ISO 対策分科会は、ISO/TC ごとに設けることとし、その分科会は、理事会の承認を得た委員で構成し、本会会長名で委員の委嘱をする。
なお、委員の任期は 2 箇年とする。ただし、重任は妨げない。

第 32 条 ISO/TC ごとの対策分科会は、本会定款第 4 条 (事業) の第 3 項、ISO 会議出席代表の選定、その他ねじに係る ISO 関係の事項を所掌する。

第 33 条 ISO/TC ごとの対策分科会には、互選による分科会長 1 名のほか、分科会長の指名による幹事を 1 名置く。

第 34 条 ISO/TC ごとの対策分科会は、分科会長が招集し、必要に応じて随時開催する。
なお、分科会長は対策分科会を統轄し審議の結果を会長に報告する。
ただし、分科会長に事故あるときは、幹事はその任に当る。

第 35 条 ISO/TC ごとの対策分科会審議時効の整理および議事録の作成は、原則として幹事が行ない、その他の本会事務局が行なう。

第 36 条 本会の対策分科会と日本機械学会 (以下、学会という) の ISO 調査班との合同対策委員会は、第 32 条～第 35 条の規定にかかわらず、本会と学会との申し合せに基づく規約によって運営する。

- 付則
1. この規定は、昭和 45 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 委員に対する当初の任期は、この規定にかかわらず、任期 1 箇年の場合は昭和 46 年 3 月 31 日、任期 2 箇年の場合は昭和 47 年 3 月 31 日とする。
 3. 企業会員の場合は、本会に登録された代表者以外の者であっても、委員会 (分科会を含む) の委員とすることができる。